

令和7年度第1回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和7年5月2日（金）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第1号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第2号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第5号 非農地通知交付申請について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第7号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

議案第8号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

(2) 報告

報告第1号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第2号 現況証明願について

報告第3号 農地の転用のための届出の受理について

報告第4号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第5号 農地転用許可後の事業計画変更（5条）の承認について

報告第6号 令和6年度最適化活動の点検・評価について

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身

24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志

28番 太田 昌宏、30番 八田 導英、31番 加藤 良則、32番 畔柳 則宏

33番 新家 和義、34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光

37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

4 欠席委員

9 番 神谷 六雄、12 番 保田 眞吉、29 番 高木 政昭

5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 主査、主事

6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は9番の神谷 六雄委員と12番の保田 眞吉委員と29番の高木 政昭委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは10番酒井 美明委員と11番の成田 恭淑委員をお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第1号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って4件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

木俣 委員：申請番号1番 調査年月日は令和7年4月29日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

竹田 委員：申請番号2番 調査年月日は令和7年3月18日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤 委員：申請番号3番 調査年月日は令和7年4月25日。本案件は、これまで作業委託で農作業に携わってきた譲受人が、今回正式に申請地を譲り受けたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号4番 調査年月日は令和7年4月23日。本案件は、これまで譲渡人の手伝い程度で農作業に携わってきた譲受人が、申請地を譲り受け農業に励んでいきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号2番ですが、現況が宅地となっておりますが、農地法の手続きをしているということは実際の現場は畑ということでしょうか。それと、こちらは農振地域外と記載がありますが、白地ということでしょうか。

事務局：今回の申請は登記地目が宅地で現況地目が畑となっているというものです。また、市街化区域になりますので、白地となります。

酒井(功) 委員：では、市街化区域において現況が農地となっていると3条申請が必要という認識でよろしいでしょうか。

事務局：おっしゃる通りです。

酒井(功) 委員：ちなみに届出等で済ませるということではできないのでしょうか。

事務局：農地転用をするということであれば市街化区域については届出で済みます。ただ、農地法3条の所有権移転や権利設定については届出というものがございませんので、許可申請を提出いただく必要があります。

酒井(功) 委員：分かりました。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第2号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って5件説明を行った)

会長：ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

柴田(若) 委員：申請番号1番 調査年月日は令和7年4月30日。本案件は、現在家族3人で賃貸住宅で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

浅岡 委員：申請番号2番 調査年月日は令和7年4月28日。本案件は、現在製造加工業を営んでいるが、取引先からの受注が増加し、生産ラインを増設する必要があるため、申請地に新たに工場を建設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号3番 調査員の神谷委員が本日欠席のため、26番柴田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和7年4月28日となっております。本案件は、現在、製造業を営んでいるが、会社の保有車両及び従業員の通勤用車両を停める駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として転用したいとのことです。調査の結果、地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

鈴木(泰) 委員：申請番号4番 調査年月日は令和7年4月28日。本案件は、現在自動車部品製造機械の製造販売事業を営んでいるが、既存工場では取引先からの増産要請に対応できないため、申請地に新たに工場を建設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

畔柳(雅) 委員：申請番号5番 調査年月日は令和7年4月24日。本案件は、現在、不動産業を営んでいるが、土地の境界を確認せず隣地の雑種地とともに申請地を駐車場として利用してしまったため、是正のために申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございます。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号2番、4番については、一団の転用面積が3,000㎡を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。

会長：次に、議案第3号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

浅岡 委員：申請番号1番 調査年月日は令和7年4月25日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第4号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って1件説明を行った)

羽根田 委員：申請番号1番 調査年月日は令和7年4月26日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、特定貸付により農業を行っていくものです。申請地の確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、証明するものいたします。次に、議案第5号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(非農地通知交付申請について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長:ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

浅岡 委員:申請番号1番 調査年月日は令和7年4月26日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長:ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものいたします。次に、議案第6号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局:(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長:ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

会長:無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長:全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第7号を議題といたします。事

務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用集積等促進計画（要請）について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご意見、ご質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、要請するものといたします。次に、議案第8号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：（令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、議案書に沿って説明を行った）

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：集積面積が - 23.6ha となっていますが、最低は0haになるのが普通ではないかと思いますが、- となっているのはどうしてでしょうか。

事務局：③実績の今年度末の集積面積（累計）(G)に対して、①これまでの集積面積(B)を差し引きした数値となっております。

酒井(功) 委員：こちらの実績というのは単純に、その年度中に実際に集積したのが何haなのかというのを記載するものではないのでしょうか。その中で目標に対する集積率を記載するものではないのでしょうか。市民の方がこれを見て- となっているのはどういうことなのかと理解ができなくなるのではないかと思います。

事務局：愛知県に確認いたします。修正が必要であれば修正後、公表するようにいたします。

酒井(功) 委員：資料最後のところの違反転用に対する対応について、違反転用解消面積が0ha となっていますが、今回の議案の中にあるような、始末書のついた是正案件はこの面積には含まれないのでしょうか。

事務局：こちらは利用状況調査に基づく違反転用の解消面積として0ha と記載しています。また、これまでの追認案件が違反転用面積の中に含まれているのか把握できてお

らず、解消面積に算入すべきか不明のため、一度確認させていただきます。

酒井(功) 委員：事務局や委員が指導や調査を行って違反状態が解消されたものがあるというのは間違いだと思います。そういった活動をしているということを市民の方にお見せするためにも算入されているべきではないかと思しますので確認お願いいたします。

事務局：一度確認いたします。算入の必要があれば、その数値についても記載し、公表いたします。

酒井(功) 委員：よろしくをお願いいたします。

会長：ありがとうございました。その他御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、公表するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	6件
現況証明願について	3件
農地の転用のための届出の受理について	11件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	33件
農地転用許可後の事業計画変更(5条)の承認について	3件
令和6年度最適化活動の点検・評価について	

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（10 番）

岡崎市農業委員会委員（11 番）